

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景・趣旨

◇止まらない少子化の進行と「次世代育成支援行動計画」の策定

急速な少子化の進行とそれに伴う人口の減少は、今後、わが国の社会経済全体に深刻な影響を与えるものであり、この少子化の流れを変えるため、国は平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、それまでの「子育てと仕事の両立支援」を中心とした対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って総合的な取組を進めることにしました。

さらに、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が10年間の時限立法として国会で成立し、地方公共団体や事業主に次世代育成支援対策を推進するための「特定事業主行動計画」や「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられました。また、全ての市町村及び都道府県が「次世代育成支援行動計画」を策定することを通じて次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

◇「子どもと家族を応援する日本」重点戦略と「後期計画」の策定

平成19年12月にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を“車の両輪”として進めていく必要があるとしており、そのうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

また、平成17年度から平成21年度までを対象とする「次世代育成支援行動計画」の「前期計画」に引き続き、平成22年度から平成26年度までを対象とする「次世代育成支援行動計画」の「後期計画」が、全ての市町村及び都道府県で策定され、本市においても『武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定しています。

さらに、平成22年1月29日には、「子ども・子育てビジョン ～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が閣議決定され、平成26年度を目途とした子ども・子育て支援策が示されました。

◇「子ども・子育て支援新制度」と「子ども・子育て支援事業計画」の策定

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。

子育てをめぐるのは、近年、都市部を中心に保育所に入れない“待機児童”が存在する一方で、子どもの減少で近くに保育の場が無くなった地域もあることや、家庭や地域の“子

育て力”が低下していると言われていることなどの課題が指摘されていますが、「子ども・子育て支援新制度」は、こうした課題の解決に向けて様々な取組を進めていくことを念頭に置いています。

様々な取組の一つに「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定があり、全市町村に、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を定めることが求められています。

一方、市町村が定める「次世代育成支援行動計画」の策定については、任意化され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

本市では、上記のような流れを踏まえて、『武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期計画）』に掲げた施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施しつつ、『武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画』を策定するとともに、併せて一体のものとして「次世代育成支援行動計画」の内容を含めて策定しました。

○ 「子ども・子育て関連3法」の趣旨と主なポイント

<趣旨>

- 「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

<主なポイント>

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（＝利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 基礎自治体である市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画（「子ども・子育て支援事業計画」）を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支援する。
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制の整備
 - ・制度ごとにバラバラだった政府の推進体制を整備（内閣府に「子ども・子育て本部」を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に、“有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援施策プロセス等に参画・関与することができる仕組み”として、「子ども・子育て会議」を設置
 - ・市町村等の合議制機関（“地方版子ども・子育て会議”）の設置努力義務

第2節 計画の性格と位置付け

- ◆ 本計画は、武蔵村山市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。
- ◆ 国・東京都それぞれが策定した関連の計画などや市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◆ 『武蔵村山市第四次長期総合計画』（平成23～32年度）の部門計画として策定します。

〈 国 〉 子ども・子育て支援法第60条に基づく「基本指針」

〈 都 〉 東京都子ども・子育て支援事業支援計画

〈 市 〉 武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）

武蔵村山市第四次長期総合計画（基本構想・基本計画）

- ・ 武蔵村山市地域防災計画
- ・ 武蔵村山市第三次男女共同参画計画－男女YOU・Iプランナー
- ・ 武蔵村山市環境基本計画
- ・ 武蔵村山市第二次地球温暖化対策実行計画
- ・ 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロを目指したまちづくり基本計画）
- ・ 武蔵村山市第三次地域福祉計画
- ・ 武蔵村山市第三次高齢者福祉計画・第六期介護保険事業計画
- ・ 武蔵村山市第三次障害者計画・第四期障害福祉計画

武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画

- ・ 武蔵村山市健康増進計画
- ・ 武蔵村山市食育推進計画
- ・ 武蔵村山市まちづくり基本方針
- ・ 武蔵村山市第二次みどりの基本方針
- ・ 武蔵村山市教育振興基本計画

◎「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の違い

区 分	次世代育成支援行動計画（後期計画）	子ども・子育て支援事業計画（※）
根 拠 法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
位 置 付 け	次世代育成支援対策を10年間集中的・計画的に推進するための計画	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
内 容	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（*以下「区域」と表記します）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保の方策等について定める計画
	<p>【記載事項】</p> <p>次の次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期とこれにより達成しようとする目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子育ての支援 ・ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ・ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・ 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保 ・ 職業生活と家庭生活との両立の推進 ・ その他の次世代育成支援対策 	<p>【記載事項（必須）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の設定 ・ 区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・ 区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ・ 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 <p>【記載事項（任意）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ・ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ・ ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 <p>【記載事項(その他)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価 ・ 子育て家庭の支援 ・ 母子の健康の確保と増進 ・ 教育環境の整備 ・ 子育てを支援する生活環境の整備 ・ 支援が必要な子どもと家庭への取組(18歳未満程度までを対象とする。)

※今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」は、今までの「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定するため、二つの計画を合わせた内容となります。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今回計画				

第4節 計画策定の体制

本計画策定に当たっては、市の子ども・子育て支援施策について、子育ての当事者等の意見が反映されるよう、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、教育関係者、関係行政機関の職員、子どもの保護者、公募による市民により構成される「武蔵村山市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議を重ねました（「武蔵村山市子ども・子育て会議」に関する資料については109頁～114頁を御参照ください。）。

また、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、幅広く子育ての当事者等の意見を踏まえて策定しました。

東京都との関係については、子ども・子育て関連施策のニーズ量と確保方策について、東京都が定める広域的な「子ども・子育て支援事業計画」と調整を図り、策定しました。

